

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 構造改革特別区域の名称

紀州みなべ梅酒特区

3 構造改革特別区域の名称

和歌山県日高郡みなべ町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央部に位置している。日高郡に属し、紀南地域の中心都市である田辺市に隣接している。生活圏域としては田辺広域圏と御坊広域圏の中間地域に位置している。

総面積は120.26km²で、現在の和歌山県下市町村平均面積の157.53km²を少し下回ることとなり、和歌山県全域面積(4,726km²)の約2.5%を占める。

紀州灘を臨み、南部川(みなべがわ)流域に広がる丘陵地、低地、山林地帯を含むバラエティに富んだ地勢を有しており、丘陵地にひろがる梅林では日本一のブランドを誇る「南高梅」の栽培が盛んである。

山間部は、森林、溪谷などの自然資源に恵まれ、「鶴の湯温泉」がある。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産が盛んであり、備長炭の里としても有名である。

黒潮洗う海岸部は、風光明媚な景観を誇り、「国民宿舎紀州路みなべ」など温泉施設があり、海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んで、「千里の浜」は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵地として全国的に有名である。

(2) 人口

平成17年度の国勢調査によると、本町は人口14,200人で和歌山県全体の人口(1,035,969人)の1.4%を占める。

また、産業別就業者割合を見ると、第一次産業が40.5%となっており、全国平均の4.8%と比較して極めて高く、和歌山県平均の10.4%と比較しても高く、典型的な農林水産業主体のまちである。

世代別の人口構成をみると、65歳以上の高齢者比率が25.5%で、全国平均の20.1%、和歌山県平均の24.1%と比較して高く、高齢者率が高い地域である。

(3) 産業

農業では、江戸時代から栽培されている梅が日本一の生産量と品質を誇る。梅の最高品種「南高梅」の誕生の地でもある。また豆类などの栽培も盛んである。

梅は、平成17年で全国12万3,000トン生産されたうち、約四分の一の3万300トンがみなべ町で生産されている。

この生産量のうち、南高梅は2万7,900トンで、圧倒的な特産品であることからJAみなべいなみの申請で、地域の名称を使用できる地域ブランド「紀州みなべの南高梅」が商標登録として認められた。

漁業は、黒潮暖流に運ばれる豊かな海の資源を生かした沿岸漁業が中心である。刺網、まき網、はえなわ、一本釣りなど様々な漁法で水揚げされる魚種はイワシ、サバ、アジ、イセエビなど約800種にも及ぶ。また最近では海遊体験など観光漁業にも取り組んでいる。

林業は、町の面積の約68%を山林が占める。そのうち半分がスギ、ヒノキなどの人工林である。本来の林業は不振であるが、備長炭の生産量と品質は県内有数を誇り、梅と同様、町の特産物である。

商工業では、地場産業の梅加工業が中心となり地域経済の活性化に大きく貢献している。

(4) 課題

みなべ町の梅生産量は全国一を誇るが、輸入の増加や国内他産地の台頭による相対的競争力の低下、若い世代を中心とした消費の伸び悩みなどにより、梅産業全体が伸び悩む傾向にある。地域経済の根幹である梅産業を持続的に発展させるには、梅農家、農協、梅加工業者、行政が業種間の垣根を乗り越えた取り組みによって、新たな活路を開いていくことが重要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 規制の特例措置を活用

本町では、以前より東京をはじめ都市部で梅のPRイベントを開催し、また首長のトップセールスとしての青梅市場訪問や、ラジオによるキャンペーン、マスコミへの梅の情報提供など、梅農家、梅加工業者、農協、行政と4者が一致協力して梅の消費拡大に取り組んできた。今回、更なる振興策として、特例措置を活用し梅を原材料とした梅酒の普及と「紀州みなべ」ブランドの確立を図る。

特別区域の認定によって、梅農家や小規模な梅加工業者が梅酒の製造に着手することによって「紀州みなべの梅酒」ブランドが確立され、青梅、梅干に次ぐ第三の梅ブランドが誕生し、既存の「紀州みなべの南高梅」との相乗効果によって、地域産業の活性化に繋がる。

(2) 地域資源の再発見・振興による地域活性化

みなべ町は伝統的な梅産地であることから、梅農家では伝統的に自家製梅酒を製造し各家庭で嗜好品として親しまれており、梅酒を使った地域活性化の素養がある。

特別区域の認定により「紀州みなべの梅酒」ブランドが生まれ、梅の生産地で梅農家が作った梅酒は、安心・安全の食を求める消費者や観光客が訪れるきっかけとなり、交流人口の増加が見込まれる。

また、「梅酒」という地域資源の再発見により、梅農家も梅加工業者においても販路拡大の有効な商品として認識され、生産意欲の向上にも繋がって地域活性化が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特産酒類の製造事業」は、日本一の梅の産地で製造する梅酒であることをセールスポイントに、製造者の顔が見える「安心・安全」な商品として大いに期待できる古くて新しい地域資源である。

このことにより、町の知名度の向上が図られ、昭和37年の自家製梅酒解禁以来の全国的な梅酒ブームを喚起する効果が期待され、青梅の消費拡大にも繋がることから、農家所得の向上、梅関連産業の振興により、地域の活性化を図ることを目標とする。

また、観光客がみなべの梅酒を目的に本町を訪れることにより、交流人口が増加して梅産業に限らず、観光業、漁業、小売業など地域経済全体の活性化が図られる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 交流人口の増加

本町は、和歌山県の中央部に位置し、鉄道や高速道路を利用して大阪から1時間で訪れることのできる地域であるが、観光地として近隣に南紀白浜があり、観光地としては補完的な位置にある。しかし近年のスローライフブームや団塊世代のIターン志向から、農家体験や定住についての問い合わせが多くなってきている。

本町には、都市住民を引きつける魅力的な海・山・川の自然のほか「南高梅」「紀州備長炭」があるが、今回の特別区域の認定により、「紀州みなべの梅酒」が新たなコンテンツとして加わることによって、更なる交流人口の増加が図られる。

	平成18年度	平成21年度目標	平成24年度目標
観光客入り込み数	861,240人	880,000人	900,000人

観光客動態調査

(2) 消費拡大による地域の活性化

平成13年10月、梅干の原料原産地表示が義務付けられたことにより、国内産（紀州産）と中国産が明確に区分されることになった。今後は「紀州みなべ」ブランドの押し出しとともに、価格面の違いによる消費動向をにらみながら、消費者の視点に立った「安全、安心」の確保、品質の向上と新たな商品開発が求められている。

このことから、「紀州みなべ梅酒特区」の認定は、新たな商品ブランドの確立を促し、梅の消費拡大によって、本町の地域経済の活性化が図られる。

(3) 梅関連産業への波及効果

特別区域の認定により「紀州みなべの梅酒」ブランドが確立されることは、梅加工業者においても新たな商品開発のきっかけとなり、大小多数ある地域の梅加工業者（主に梅干し製造業）の事業活動が活性化される。

また町外の梅酒製造会社にとっても魅力的であることから、本町内への梅酒製造工場進出の可能性が期待でき、雇用の促進にも繋がる。

	平成18年度	平成21年度目標	平成24年度目標
製造品出荷額 (梅製品)	2,450,046万円	2,700,000万円	3,000,000万円

工業統計調査

8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都市と農村の交流事業

みなし製造規定の適用除外特例を活用して、梅農家が自ら作った梅酒を提供する事により、梅の産地みなべ町を訪れなければ飲むことができない限定の梅酒は、新たな観光資源ともなり、観光客の増加も見込まれ、都市住民と農村地域の住民との交流が図られる。

(2) 各種イベントでの活用

町や農協が毎年、都市部で展開している梅の消費拡大イベントや町内の南部梅林のイベントにおいて、みなべ町産の梅酒を振る舞うことによって、紀州みなべ

の梅と本町の知名度の向上を図る。

(3) 地域ブランドの確立

青梅、梅干しでは梅の最高品種「南高梅」のブランドは、全国的に有名であるが、その南高梅の誕生の地で日本一の生産量を誇る紀州みなべの南高梅を使った梅酒を新たなブランドとして広くPRし、梅産業の振興と地域活性化を図る。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（梅）を原料としたリキュール（特産酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

和歌山県日高郡みなべ町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュール（特産酒類）の提供・販売を通じて地域の活性化を図る為に特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が指定する地域の特産物である梅を原料としたリキュール（特産酒類）を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本町内の小規模な梅加工業者等の梅酒製造を可能にし、青梅の消費拡大、さらには地域全体の活性化に繋がる。

このようなことから、みなべ町においては当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、製造者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。